

## 約款・規定集の改訂について

2022年4月1日より当社の「約款・規定集」を改訂いたしますのでご案内申し上げます。

### 【改訂箇所】

|  |
|--|
| 第2章 保護預り約款 第18条 個人情報等の取扱い                  |
| 第3章 振替決済口座管理約款 第48条 個人情報等の取扱い (2)          |
| 第7章 外国証券取引口座約款 第33条 個人データ等の第三者提供に関する同意 (2) |

詳細につきましては、以下の新旧表をご確認いただきますようお願いいたします。

以上

### 《新旧対照表》

(下線部分が改訂箇所です。)

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、<u>米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局 (IRS) においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p>①米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織<br/>②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織<br/>③FATCAの枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</p> | <p>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>①米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織<br/>②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織<br/>③FATCAの枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</p> |